（略）	（略）	（略）
宮崎県	細島港　宮崎港　油津港 福島港	古江港　熊野江港　延岡港　延岡新港　美々津港 内海港　外浦港　大島港
鹿児島県	志布志港　加治木港　鹿児島港　喜入港　串木野新港　川内港　米之津港　西之表港　宮之浦港（屋久島町）　名瀬港	波見港　根占港　大根占港　鹿屋港　垂水港　桜島港（鹿児島県管理）　浮津港　福山港　隼人港　指宿港　黒之浜港　獅子島港　片側港　長島港　宮之浦港（長島町）　里港　長浜港　大里港　片泊港　田之脇港　大塩屋港　島間港　浜津脇港　竹島港　硫黄島港　安房港　中之島港　南之浜港　切石港　やすら浜港　小宝島港　宝島港　山間港　古仁屋港　篠川港　湯湾港　大和港　竜郷港　赤木名港　湾港　加計呂麻港　与路港　請島港　亀徳港　平土野港　伊延港　和泊港　住吉港　与論港
合　計	（略）	（略）
	百六十三港	五百一港

（略）	（略）	（略）
宮崎県	細島港　宮崎港　油津港	古江港　熊野江港　延岡港　延岡新港　美々津港 内海港　外浦港　福島港　大島港
鹿児島県	志布志港　加治木港　鹿児島港　喜入港　川内港　米之津港　西之表港　宮之浦港（屋久島町）　名瀬港	波見港　根占港　大根占港　鹿屋港　垂水港　桜島港（鹿児島県管理）　浮津港　福山港　隼人港　指宿港　串木野新港　黒之浜港　獅子島港　片側港　長島港　宮之浦港（長島町）　里港　長浜港　大里港　片泊港　田之脇港　大塩屋港　広田港　島間港　浜津脇港　竹島港　硫黄島港　安房港　中之島港　南之浜港　切石港　やすら浜港　小宝島港　宝島港　山間港　古仁屋港　篠川港　湯湾港　大和港　竜郷港　赤木名港　湾港　加計呂麻港　与路港　請島港　亀徳港　平土野港　伊延港　和泊港　住吉港　与論港
合　計	（略）	（略）
	百六十六港	五百十二港

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和七年一月一日から施行する。

（経過措置）

2　調査期日がこの省令の施行の日前に属する港湾調査については、なお従前の例による。

3　この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。